

京都動物愛護センターの駐車場整備及び管理運営を行う事業者の募集要項

京都市都市公園条例第8条の2の規定により、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可を受け、駐車場を整備・管理運営していただける事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

応募される場合は、必ずこの募集要項を確認し、各条件を御了解のうえ、お申込ください。

1 対象物件の概要

(1) 施設名称

京都動物愛護センター駐車場（京都市南区西九条森本町6番4）

（京都動物愛護センターとの位置図は別紙1のとおり）

(2) 車室数

74台

※京都府及び京都市公用車6台分及び身体障害者用2台分を含みます。

(3) 使用許可面積

2,200㎡（緑化地帯341㎡を含む。）

2 設置許可期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（最大5年間）

※ 上記期間は機器の設置、更新、撤去等に要する期間を含みます。

※ 駐車場の設置許可期間については、当初は令和8年3月31日までとし、同年4月1日以降の許可については、それまでの管理状況等を勘案したうえで支障がなければ、許可条件を変更しないことを前提に、1年毎に、最長4年間、更新できることとします。

3 年間使用料

以下に掲げる最低使用料を下限として、事業者が提案した額を年間使用料とします。

なお、設置許可が更新された場合の更新後の使用料は、更新前の使用料と同額とします。ただし、使用期間中に経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更により、使用料の改定をすることがあります。

最低使用料（税込）：7,754,902円

※ 最低使用料は近傍地の固定資産税評価額等を基に、緑化地帯を除いた面積で算定しています。

4 応募資格に関する事項

応募資格は、次の各号に掲げる条件に該当する法人その他団体（以下「法人等」という）とします。

(1) 基本的条件

ア 当該法人等が行う事業のうち、駐車場業が主要事業であること。

イ 駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有し、かつ次の項目すべてに該当すること。

(ア) 駐車場の整備及び管理運営業務に10年以上の実績を有すること。

(イ) ゲート式又はパークロック式駐車場の整備及び管理運営業務に5年以上の実績を有すること。また、直近5年以内に公営駐車場の管理運営契約において、当初契約期間内の中途解除をしていないこと。

(ウ) 地方自治体が所管する駐車場の管理運営業務に3年以上の実績を有すること。

(2) 資格制限

次のいずれかに該当する法人等は応募することができません。

ア 国税及び本市の地方税を完納していないもの

イ 本市の水道料金及び下水道使用料を完納していないもの

ウ 法人等又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権をえない者

エ 役員又は主な使用人が京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者

オ 本市の競争入札参加資格を有しない又は現に入札参加停止の措置を受けているもの

カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない（無罪となった場合を除く）もの

キ 法人等又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しないもの

5 駐車場に関する条件

(1) 開所日及び開所時間

年中無休、24時間

【参考】京都動物愛護センターについて
休 所 日：木曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
開所時間：午前9時～午後5時

(2) 駐車料金

駐車料金については、事業者において、現行料金や近隣の駐車料金相場等を勘案したうえで決定し、本市に報告するものとします。また、その際、以下の条件について順守すること。

ア 利用種別については、公園及び京都動物愛護センター利用者の使用を優先とすることから、月極利用を不可とし、一時利用のみとすること。

イ 公園及び京都動物愛護センター利用者についても有料とするが、以下の区分に該当する京都動物愛護センター利用者は無料とすること。また、無料区分を拡大する場合は、改めて本市と事業者で協議し、双方合意の上で決定すること。

- (ア) 障害のある方及びその介護者の方
- (イ) 妊娠中の方及び産後 8 週間以内の方
- (ウ) 怪我等により移動困難な方

ウ 京都市及び京都府が所有する公用車（6 台分）の駐車料金については無料とすること。

【参考】現行料金及び直近の利用台数について

現行料金：200 円 / 1 時間（最大料金の設定あり）

利用状況	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度上半期
利用台数（台）	27,953	28,982	15,292

(3) 駐車場の整備

事業者には、本要項に記載の条件等に基づき、有料駐車場としての整備、維持管理及び管理運営を、公園許可使用料とは別に自らの資金負担により行うものとします。具体的な事業内容及び条件等は以下のとおりです。

- ア 駐車設備、看板、車路、車室の整備・変更等を実施する場合は、事前に本市の承諾を得ること。
- イ 看板等の案内表示は、利用者にわかりやすいものとすること。また、周辺の景観と調和のとれたものとし、必要に応じて本市都市計画局広告景観づくり推進課と協議、調整のうえ、必要な手続を行うこと。なお、手続に係る費用は、事業者が負担すること。
- ウ 整備期間中も駐車場を利用できるようにするとともに、利用者や周辺住民に迷惑がかからないよう配慮すること。その際、必要に応じ、誘導員等を配置すること。
- エ 現在、駐車場の運營業務を行っている事業者が設置した設備を継続して使用することを希望する場合は、現在の事業者と別途協議を行うこと。
- オ 駐車場利用者が使用する機器には、分かりやすい操作説明を掲示すること。
- カ 精算機は、高額紙幣、クレジットカード及び電子マネーに対応できる機種を設置すること。
- キ 管理機器はゲート式又はパークロック式とすること。なお、緊急時にはゲート又はパークロック機器の遠隔操作を行えるようにすること。
- ク 場内の植栽等を積極的に行い、自然と調和した駐車場整備に努めること。
- ケ 使用期間中であっても、公益上やむを得ないと認められるときは、この許可の取消し、許可条件の変更、又は設備等の移転、除却若しくは原状回復を命じることがあること。なお、これによって生じた損失について、本市は補償しないこと。

(4) 駐車場の運営

- ア 定期的に駐車場内の点検・清掃を行い、常に良好な状況を維持すること。
- イ 利用者及び近隣住民等への対応は、全て事業者の責任で行うこととし、駐車場に関する苦情や事故並びに機器故障等に関する通報を 24 時間体制で受け付ける連絡先（コールセンターの電話番号等）を現地に掲示すること。
- ウ トラブル等が発生した場合に速やかに現地で対応できる体制を構築すること。
- エ 利用者等の個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。（個

人情報管理責任者を定め、責任の所在を明確にすること。)

オ 駐車場の運営における一切の責任は事業者において負担すること。

(5) 利用状況の報告

駐車場の利用台数及び利用料収入を月毎に集計し、本市へ報告すること。

なお、報告期日及び報告様式については、使用許可決定後に本市と協議のうえ決定すること。

(6) その他

関係法令及び関係条例を順守すること。

6 その他の条件

別紙2のとおり

7 質問の受付

(1) 質問方法

質問がある場合は、【様式1】質問書に記入のうえ、メールタイトルを「京都動物愛護センター駐車場整備等に関する質問書」とし、電子メールにより「11 提出及び問合せ先」に提出してください。電話及び口頭による質問にはお答えできません。

(2) 質問受付期間

令和6年12月6日（金）から令和6年12月12日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年12月19日（木）までに、京都市情報館のホームページに回答を掲載します。

8 応募の手続き等

(1) 応募期間

令和6年12月6日（金）から令和6年12月26日（木）午後5時まで

(2) 応募方法

提出期限までに、次の書類（原本1部及び副本3部 合計4部）を郵送又は持参により「11 提出及び問合せ先」まで提出してください。

なお、応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。

ア 応募申込書（様式2）

イ 事業者概要（様式3）

ウ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日から3カ月以内に発行のもの）

エ 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日から3カ月以内に発行のもの）

オ 直近1年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し

カ 直近1年分の国税及び地方税（京都市分）の納税証明書

キ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式4）

ク 整備等工事関連書類（様式は任意）

(ア) 整備等図面

- (イ) 設置機器、看板等案内設備の仕様が分かる資料
 - (ウ) 工事計画書（工事内容、スケジュール、工事期間中の駐車場利用者への対応等が分かるもの）
 - (エ) 工事体制図（責任者、実施体制、市民対応・トラブル対応体制等が分かるもの）
 - ケ 管理体制図（責任者、実施体制、市民対応・トラブル対応体制等が分かるもの）
 - コ 料金体系
- ※ 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。
- ※ 提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。

9 事業者の選定

(1) 選定方法

応募のあった者（下記の失格要件に該当する者を除く。）のうち、最高額の使用料を提案した者を事業者として選定します。

なお、最高額の使用料を提案した者が2者以上あった場合は、両者の実績や管理体制等を総合的に勘案のうえ、本市が決定します。

【失格要件】

- ・ 応募者の資格要件を満たしていないと本市が判断した場合
- ・ 本事業を遂行するのに十分な実績又は資力がいないと本市が判断した場合
- ・ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ・ 応募期間内に必要な応募書類が提出されなかった場合
- ・ その他不正行為があったと認められる場合

(2) 選定結果の通知

選定結果については、令和7年1月16日（木）までに、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、京都市情報館のホームページに決定した事業者名及び提案使用料を公表します。

10 選定後の手続等

(1) 設置許可手続

決定した事業者には、令和7年1月31日（金）までに、都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設設置許可申請書（様式）を、「11 提出及び問合せ先」に提出していただきます。

(2) 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに、使用料を納入してください。

(3) 選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、駐車場整備事業者としての決定を取り消します。

- ア 事業者が、4に定める資格要件に適合しなくなった場合
- イ 正当な理由なく、10(1)に定める期日までに設置許可手続を取らない場合
- ウ 正当な理由なく、10(2)に定める期日までに使用料を納入しない場合

エ 社会的信用の失墜等により、駐車場整備事業者として相応しくないと本市が判断した場合

1 1 提出及び問合せ先

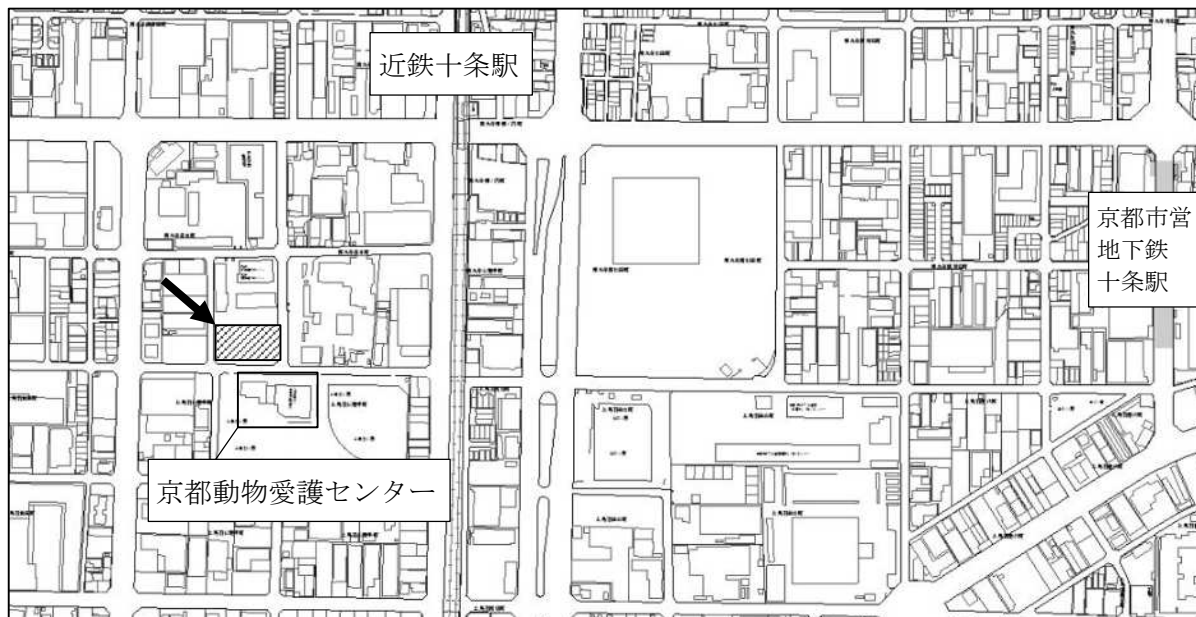
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（担当：大久保、塩田）

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町6 5 番地 京都朝日ビル6 階

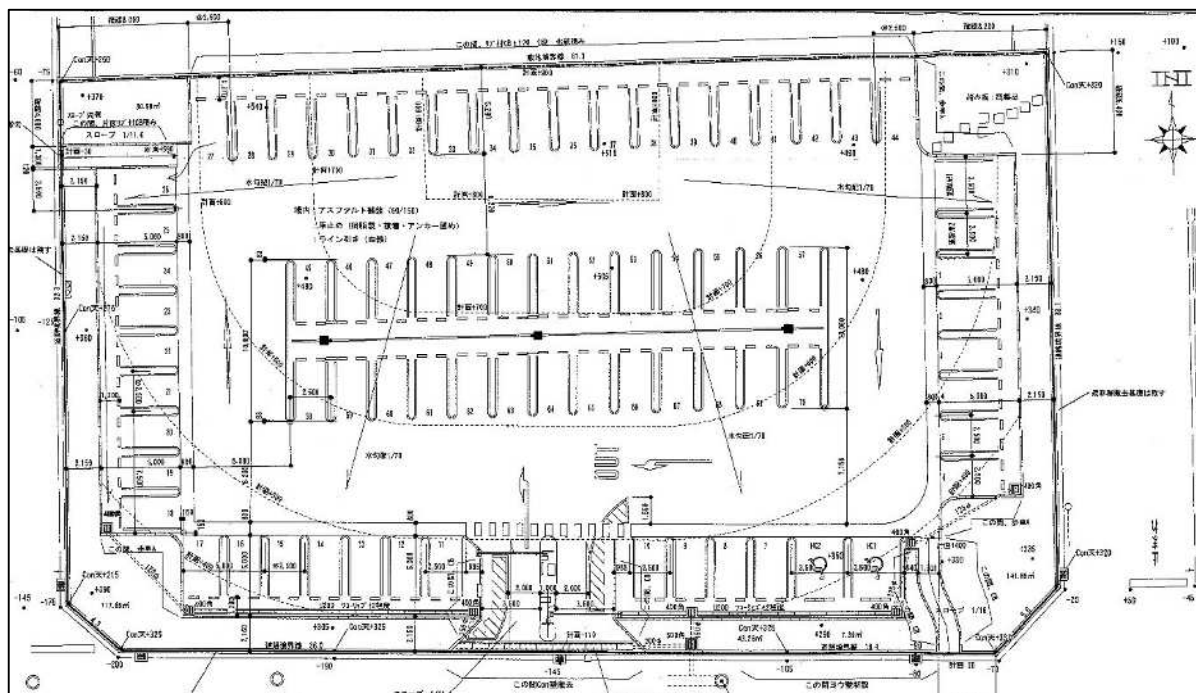
Tel：0 7 5－2 2 2－4 2 7 1 Fax：0 7 5－2 1 3－2 9 9 7

E-mail：eisei@city.kyoto.lg.jp

1 駐車場の位置図



2 詳細図



◇ 許 可 の 条 件 ◇

(公園施設設置、管理、長期占用(3箇月を超える))

1 遵守事項

使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 都市公園法、同法施行令、京都市都市公園条例、同条例施行規則及びその他法令の規定を遵守すること。
- (2) 公園施設を破損・汚損しないこと。万一、破損・汚損した場合は、公園管理者の指示に従い、原状復旧すること。
- (3) 許可物件に起因する事故が発生しないよう、安全対策を十分に行うこと。万一、事故等が発生した場合には、自らの責任においてその解決に当たること。
- (4) 公共の福祉、公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (5) 公園敷地内に車両を乗り入れる場合には、あらかじめ公園管理者の承認を得ること。
また、周辺道路への不法駐車は絶対にしないこと。
- (6) 火気を使用する際は、万全の注意を払い、消火器等の消火用具を携帯すること
- (7) 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼさないこと。
- (8) 近隣の居住者に迷惑をかけないこと。
- (9) 許可区域外に、公園管理者の承認なく看板や柵その他工作物を設置しないこと。
- (10) 設置物の風による倒壊等、周辺に危険が及ばないよう適切な処置を行うとともに、警備員等を配置して不測の事態に備えること。また、夜間における占用物の管理及び安全対策を万全に行うこと。
- (11) その他、公園管理者の指示に従うこと。

2 許可の取消し

次の事項に該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において公園管理上必要があるとき。
- (2) 法令の規定に違反したとき。
- (3) 許可条件に違反する行為や、許可内容と異なる行為をするなど不信行為があるとき。
- (4) 申請書類に偽りがあったとき。
- (5) 許可物件が滅失焼失又は著しく損傷し、使用不能になったとき。
- (6) 使用料及び延滞金等の納付を怠ったとき。
- (7) 申請者(申請内容に関わる者を含む。)が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることが判明した場合

3 転貸等の禁止

使用者は次の行為をしてはならない。

- (1) 許可物件の転貸
- (2) 許可物件の担保提供
- (3) 許可物件の新築又は増築、形状の変更
- (4) 使用目的又は用途の変更
- (5) 使用者の地位の譲渡

4 届出事項

次の事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 許可物件の改修、修繕を行おうとするとき。
- (2) 使用者又は保証人が氏名や住所（法人にあっては名称、代表者名、所在地）を変更したとき。
- (3) 使用者が死亡したとき。
- (4) 許可物件が滅失、焼失又は著しく損傷し、使用不能となったとき。
- (5) 保証人を変更しようとするとき。

5 許可事項

許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可申請書を速やかに市長に提出し、許可を受けなければならない。

6 必要費等の補償

使用者は、許可物件に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、その補償を請求することはできない。

7 損害賠償

- (1) 使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。
- (2) 使用者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、使用者の責任においてその解決に当たらなければならない。

8 原状回復等

- (1) 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、使用者は速やかに自己の費用で許可物件を撤去し、原状回復すること。
- (2) 許可期間満了後であっても、本件占用に起因して公園緑地に損傷が生じた場合、使

用者は自己の費用で原状回復すること。

9 環境保全義務

- (1) 都市公園の良好な環境、清純な雰囲気及び歴史的景観の保持に努めなければならない。
- (2) 樹木の移植、剪定及び伐採が必要な場合は、公園管理者の指導を受けたうえで、本市登録造園業者において行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。なお、これにかかる費用は使用者の負担とする。

10 使用許可の更新

許可期間満了後、引き続き許可を受けようとするときは、期間満了日の20日前までに継続許可申請をしなければならない。

11 使用料の改定

許可期間中であっても、条例の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。

12 調査協力の義務

- (1) 公園管理者は、使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者はこれに協力しなければならない。
- (2) 公園管理者が許可物件の使用状況等に関する報告又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

13 疑義の決定

この許可又はこの許可条件について疑義が生じたときは、公園管理者の指示によらなければならない。

14 その他

地蔵像、記念碑、防犯カメラなど個別の設置基準が定められている場合は、当該基準を遵守すること。

○許可に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に対して再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決又は再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日又は当該再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

○使用料の徴収に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する京都市長の決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。